

令和4年10月第127回内子町議会臨時会会議録（第1日）

- 招集年月日 令和4年10月31日（月）
○開会年月日 令和4年10月31日（月）
○招集場所 内子町議会議事堂
-

○出席議員（14名）

1番	城戸	司	君	2番	塩川	まゆみ	君
3番	関根	律之	君	4番	向井	一富	君
5番	久保	美博	君	6番	森永	和夫	君
7番	菊地	幸雄	君	8番	泉	浩壽	君
9番	大木	雄	君	10番	山本	徹	君
11番	才野	俊夫	君	12番	下野	安彦	君
13番	林	博	君	14番	山崎	正史	君

- 欠席議員 15番 寺岡 保 君
-

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植	正久	君	副町長	山岡	敦	君
総務課長	黒澤	賢治	君	税務課長	大竹	浩一	君
保健福祉課長	久保宮	賢次	君	こども支援課長	山本	勝利	君
町並・地域振興課長	畑野	亮一	君	農林振興課長	山中	保正	君
政策調整班長	上山	淳一	君	商工観光班長	大田	陽市	君
教育長	林	純司	君				

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 前野 良二 君 書記 和氣 啓介 君

○議事日程（第11号）

令和4年10月31日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
日程第 3 招集あいさつ
日程第 4 議認第12号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を
求めることについて
日程第 5 議案第63号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第5号）について
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長(菊地幸雄君) ただ今、出席議員14名であります。欠席届が、寺岡 保議員から提出されております。ただ今から、令和4年10月第127回内子町議会臨時会を開会いたします。本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として、出席通知のありました者は、副町長、総務課長及び各課長・班長等の9名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(菊地幸雄君) 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、関根 律之議員、4番、向井 一富議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長(菊地幸雄君) 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。お諮りします。会期は、本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとします。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日1日限りとし、閉会の時刻は、議事終了時とすることに決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第11号のとおりであります。

日程第 3 招集あいさつ

○議長(菊地幸雄君) 「日程第3 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長(小野植正久君) 本日ここに、第127回令和4年10月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本臨時会に、町長として提出いたします案件は、報告1件、補正予算1件の2件でございます。さて、小田深山溪谷では紅葉が見頃となり、絶好の行楽シーズンを迎えました。新型コロナウイルス感染者数の減少に伴い、国の水際対策の大幅緩和や全国旅行支援が開始されたことで、全国的に以前のようなにぎわいが戻ってきており、町内においても観光客が増加しています。一方で、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原油価格・物価高騰の影響が長期化し、苦しい生活が続いている方が多く、早急な支援が必要となっています。そのような中、国は影響を受けた生活者や事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を新たに創設し、本町への交付限度額7,035万9,000円が示されました。本町では同交付金を活用し、影響を受けた医療福祉や農林業、運送関係の事業者及び、低所得の方や子育て世帯などへ速やかに支援を実施してまいります。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、「招集あいさつ」を終わります。

これから、提出議案の審議に入ります。

日程第 4 議認第 1 2 号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 議認第12号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第12号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）につきましては、昨今の電気、ガス、食料品等の価格高騰による負担増への緊急支援にかかる予算で、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるとでございます。

その内容につきましては、副町長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） それでは私の方から、議認第12号「令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明致します。

今回の補正につきましては、令和4年9月9日開催の「物価・賃金・生活総合対策本部」において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯につき5万円をプッシュ型で支給する方針が示されたことを踏まえ、それに要する経費について、10月3日に専決をおこなったものでございます。

議案書3ページをお開きください。令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,715万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を105億8,918万2,000円と定めるものでございます。前年度の10月補正後予算と比較して4,192万2,000円の増額、率にして0.4%の増となっております。

8ページをお開きください。一般会計補正予算（第4号）の財源内訳を「歳入歳出補正予算事項別明細書」にてお示ししております。国県支出金1億2,715万2,000円の増額でござ

います。

10ページをお願いします。2款「総務費」1項「総務管理費」20目「諸費」でございます。電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、2,500世帯分の1億2,500万円を、その他、給付に係る通信運搬費や消耗品費、システム改修委託などの事務費として215万2,000円を、合計1億2,715万2,000円を計上しております。「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」は、基準日、令和4年9月30日において、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯の世帯主、及び予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主に対して、1世帯あたり5万円を給付するものでございます。

財源につきましては、9ページをお開きください。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金として、1億2,715万2,000円を計上しており、全額国庫補助金で対応しております。以上、議認第12号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認たまわりますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 基本的に異議を唱えるものではないんですけども、先日の全協でも私申しましたが、専決処分の根拠ですよね。この辺をもう少し、その根拠を説明していただきたいと思います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 今のご質問にお答えをさせていただきます。説明にも、議員の質問の中にもありましたように、今回の補正予算第4号につきましては、地方自治法の第179条第1項の規定によって専決処分をさせていただいたということでございます。これにつきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったということでさせていただきました。この点につきましては、予算を早速確保をして、いろいろな事務手続きを行う時間、近々に要していたためというふうに町長判断いたしましたして今回専決処分をさせていただいたところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） ということはもうこの5万円の給付はもうすでに実施したと。いつから実施されたのかお伺いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 給付自体はまだ行っておりません。ただ専決して即座にシステム改修、それから封筒の準備、確認書の準備といったものをしておりまして、明日、確認書の方を発送するように準備いたしております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） そういうことであれば私は、臨時議会を招集する余裕は十分あったと思うんですよ。なんかちょっと、この前も言いましたけども、私議員になってこの専決処分のあり方というのはちょっと疑問を持っておりまして、ぜひですね、今後、専決処分をするにあたっては十分、法律の趣旨に沿ったですね、ものに対してだけやることはできますが、何かちょっと今回の案件については、この法律で規定されておることとはちょっと私は、ずれてるように思いますので、ぜひ今後の課題として、専決処分のあり方、十分検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「認第12号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第 5 議案第 6 3 号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 議案第63号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは議案第63号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。議案書2「補正予算関係」をお手元にご用意ください。

予算書の1ページをお開きください。令和4年度内子町一般会計補正予算（第5号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,918万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億836万7,000円と定めるものでございます。前年度の10月補正後予算と比較して、1億6,110万7,000円、1.5%の増額となっております。

6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。一般会計補正予算（第5号）の財源をしめしていますが、国県支出金7,271万4,000円の増額。一般財源4,647万1,000円の増額となっております。詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書において説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の

影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されました。内子町においては7,035万9,000円の交付限度額が通知されたことにより、補正予算を計上しております。

詳細につきましては、8ページをお願いいたします。上段でございます。2款1項20目、諸費として、「生活・暮らし支援臨時特別給付金」を計上しております。令和4年度住民税均等割のみ課税世帯及び国が実施する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象とならない住民税非課税世帯に対し、コロナ禍における物価高騰による生活・暮らしの支援を目的として、1世帯あたり3万円を給付するものです。事業対象は、令和4年9月30日において、1つ目として令和4年度住民税均等割のみ課税世帯、2つ目として「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象とならない住民税非課税世帯の合計730世帯を見込んでおります。生活・暮らし支援臨時特別給付金が2,190万円。事務費として149万8,000円。合計2,339万8,000円を計上しております。

同じページの中段でございます。3款1項1目、社会福祉総務費として、「福祉施設等物価高騰対策支援給付金」を計上しております。コロナ禍において物価高騰を受けながらも安定的なサービス提供を継続している福祉施設等に対し、物価高騰による影響の軽減を図るため、水道光熱費、燃料費、食材費、資材費などの運営経費の一部を給付するもので、671万円を計上しております。

同じページの下段でございます。3款2項1目、児童福祉総務費として、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を計上しております。コロナ禍における物価高騰により、生活費が増大している児童を養育する保護者に対し、給付金を支給することで負担軽減を図ることを目的に、高校生までの児童1人あたり1万5,000円を対象児童を養育する保護者に対し支給するものです。給付金として3,180万円。事務費として138万9,000円。合計3,318万9,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。上段でございます。3款2項2目、保育園費として、「児童福祉施設物価高騰対策支援給付金」を計上しております。コロナ禍における物価高騰により、光熱水費等の運営経費が増大した児童福祉施設の負担軽減を図ることを目的に、運営費増加分のうち県の応援金申請額を控除した分を補助するものです。事業の対象は、町内の認可保育園、認可外保育園6施設で、1施設あたり13万円を交付するもので、78万円を計上しております。

次に、4款1項1目、保健衛生総務費として、「医療施設等物価高騰対策支援給付金」を計上しております。コロナ禍において物価高騰を受けながらも安定的なサービス提供を継続している医療施設等に対し、物価高騰による影響の軽減を図るため、水道光熱費、燃料費、食材費、資材費などの運営経費の一部を給付するもので、824万円を計上しております。

中段でございます。6款1項3目、農業振興費として、「農業資材価格高騰対策事業給付金」を計上しております。コロナ禍における農業資材高騰の影響を受けている販売農家に対して農業経営費に対する定額補助を行い、町内の農産物生産量を維持することで、農業の活性化を図るものとして、3,167万5,000円を計上しております。

次に、10目、畜産業費として、「畜産配合飼料価格高騰対策支援事業給付金」を計上しております。コロナ禍において配合飼料価格高騰に苦しむ町内畜産農家の飼料コスト低減や収益確保の取り組みを支援することで、農家の自助努力を引き出し、配合飼料価格高騰下において、経営継続を支援するものとして、485万9,000円を計上しております。

下段でございます。6款2項2目、林業振興費として「林業事業体燃料価格高騰対策事業給付金」を計上しております。コロナ禍において軽油の価格高騰により影響を受けた林業事業体の事業負担軽減を目的とするもので、270万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。7款1項1目、商工総務費として、「運送事業者等支援事業給付金」を計上しております。コロナ禍における燃油価格の高騰により、特に影響を受けている運輸等事業者に対し、経営の安定化及び事業活動の継続を図ることを目的とするもので、763万4,000円を計上しております。以上、簡単ではございますが、議案第63号令和4年度内子町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 主に農業資材価格高騰対策事業、畜産の方も一部ちょっと関わってくると思いますが、について質問するんですけども、これは物価高騰対策ということですけども、いつ頃からいつ頃までを対象にしたものかということをお伺いするというのが1点と。もう一つは、この支援内容ですけども、これは内子町独自のものなのか、それとも国や県のガイドラインみたいなものがあってそれに沿ったものになっているのか。特に、伺いたいのは認定農業者であるとか、農業所得50万円以上を対象としていること。あと畜産についても、積極的に経営体質の改善を行う。そういう優良畜産業者といいますか、そういう方を対象にしているということについて、国や県などのガイドラインでそうなってるのかということをお伺いします

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 畜産配合飼料の関係なんですけど、これは県の補助事業でございます。県の補助事業で価格高騰分の3分の1分を県が補助するものでございます。内子町は上乘せとして、同じく3分の1を補助するというものでございます。

それから、もう一つの質問です。物価高騰に関する質問なんですけど、これは令和3年度の所得といいますか、令和3年度の経費に対して定額補助するというものでございます。これは認定農業者等が主な対象になりますけど、経費に対して定額を給付すると、というような内容になっております。物価の高騰が、概ね大体10%前年同月比ということで10%ぐらい高騰しておるといようなことでございますので、その高騰分の2分の1の定額補助とするようになっております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 先ほどの質問でお答えいただいてない部分があるんですが、まず最初に

質問したのは、物価高騰、燃料なんかは今年1月ぐらいからも上がってますけれども、今回の支援対策事業は、いつぐらいから、いつぐらいまでを対象とするものなのかということをお答えいただきたいということと、畜産については県の補助事業を配合飼料の対策のもので町も上乘せしているというお答えいただいたんですけど、農業資材対策については、その認定農業者等の農業所得50万円以上としている、この対象者を決めているのは、国や県のガイドラインに沿ったものなのか、それとも町独自でこれを決めたものなのか、そこをお伺いします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 価格高騰給付金につきましては、これは内子町独自のものです。それからいつ頃からと言いますのは、価格高騰につきましては、令和3年の経費について支給するものであり、令和3年分の経費をベースに、定額補助をするというようなものです。令和4年度の高騰分として、令和4年11月1日から申請を受け付けることとなります。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） ちょっとその期間について、もう一度お伺いするんですが、11月から受け付けするということがわかりましたが、価格高騰なんかは今年1月ぐらいからも始まったと思うんですけども、資材によっていろいろまちまちだと思いますけれども、燃料なんかは今年1月から始まったとしても、一応あくまでも今回の支援対策事業の対象としては、11月から、今年度いっぱい3月までを対象としているという、そういう理解でよろしいんでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今の期間についてですけども先ほどから申し上げますようにですね、3年の分の金額をベースにしております。4年度についてですね、今現在もですけども、かなり資材ではいろんなものが上がっているというようなことですね、それが10%程度は最低でも上がっているというようなことで、その分についてトータルとしてですね、もしかしたらもっと上がるかもわかりませんが、それはトータルとして10%を給付すると、そういうものでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 令和3年度分の金額をベースとして、令和4年度分トータルとして支援するための事業だというふうに今、ご説明いただいたので理解しました。その前提を受けてですね、次の質問したいんですけども、特に認定農業者と農業所得50万円以上という方を対象にしているということなんですけれども、ご承知のように、農業者は、農業所得50万以下でも農業してる方というのはたくさんいらっしゃるわけです。農業というのは、いわゆるその目的が所得を上げるということだけではなくて、農業の多面的機能というものがあまして、言ってみれば環境保全であるとか、良好な景観を保全するとか、維持保全するとか、その農村コミュニティを維持するとか、そういう目的があって、農業所得は、低いけれども、他のパートとかアルバイ

トとか、他の収入減もあって、その農業をそれでも継続しているという方も町内にはたくさんいらっしゃると思うんです。そういった中で、今回の対策事業は、そういった農業所得50万円以上の方のみということですが、言ってみれば、所得が50万円以下の零細とっては言葉が良くないかもしれないですけども、そういった小さい経営規模の農業者については価格高騰の支援の恩恵が受けられないということになってまして、言ってみればそういう方たちが何とかぎりぎり暮らしを成り立たせるためにやっている、そういう努力が報われないといえますか、そういうことになるんだと思うんだとです。その辺ですね、町独自でこの対象者を決められたということですが、そういう方については、今回の支援事業の対象にはならないということですが、どのようにお考えになっているのか、お伺いします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 関根議員さんのお話はよくわかりました。限られた財源の中での対応ということになりますので、今回は販売農家、あくまでも販売農家の方を対象とさせていただきます。そして、家庭菜園とか自家消費とか、そういった方ももちろんおられるとは思いますが、どこかで線引きも必要というようなことで今回は販売農家ということで対応させていただきますと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 3回以上です。

他に質疑はありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 内子町生活暮らし支援臨時特別給付金の説明の中で、令和4年度、住民税非課税世帯に対しても、給付対象となるという説明だったと思うんですが、非課税世帯は、4号補正で給付をするということで対応をされておるんですが、4号に対象にならない非課税世帯というのはどういう世帯なんでしょうか。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

○税務課長（大竹浩一君） 例えば、ある例で説明させていただきますけれども、ある親子世帯がございまして、親は年金生活で、所得が38万円以下、いわゆるこの方は非課税ということになります。で、子どもさんが会社勤めで、所得が38万以上あり、課税者といった場合ですね、その子が非課税である親を税法上ですね、扶養として取ることができます。で、子が親を扶養とした場合は、親が非課税であっても、この非課税の親には支給がなされません。そういった場合に、今回5万円の給付から対象に外れるということですので、この今回の町独自の給付金で、対応するというような内容になっております。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 今の課長の説明で、概略は理解ができるんですが、そしたら、今説明があっ

た例えの中で、親と子が別世帯という住民登録があろうと思います。その場合でも扶養にしておれば、4号補正の給付は受けられない。5号で対応をするというとらえ方でいいんでしょうか。その世帯の1家の中での所帯世帯扱いがやっぱいろいろ町民の方おられると思うんですが、そして今の説明であれば、別世帯でも今回対象とならない4号の給付もすべて5号で該当者には、給付対象とできるというとらえ方でいいんでしょうか。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹税務課長。

○税務課長（大竹浩一君） その通りでございます。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第63号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、この臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。従って、本日の会議を閉じます。

ここで、小野植町長より、ごあいさつをお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には大変ご多忙の中、本臨時会にご出席いただき、議案について、お認めをいただきましたことを心からお礼を申し上げます。物価高の影響を受けた住民の暮らしを守るため、早急に執行して参ります。また新型コロナウイルス感染者の減少に伴い、県は29日から一部の地域を除き、県独自の警戒レベルを感染警戒期に切り換えました。季節性インフルエンザとの同時流行を含めた第8波への警戒が呼びかけられていますので、気を緩めることなく、オミクロン株に対応した新ワクチン接種の推進と感染対策を徹底して参りたいと考えております。議員の皆様におかれましては、引き続きご協力、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶に代えさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、第127回内子町議会臨時会を閉会します。

午前11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第127回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議認 12	令和4年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決 処分の承認を求めることについて	R4.10.31	R4.10.31	承認
議案 63	令和4年度内子町一般会計補正予算（第5号）につい て	R4.10.31	R4.10.31	原案可決